



福岡医発第12号（地）
令和7年4月2日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

特定労務管理対象機関の評価申請の受付について（情報提供）

標記の件につきまして、医療機関勤務環境評価センターである日本医師会より別添のとおり連絡がありました。

さて、医師の働き方改革において、都道府県から令和6年4月1日付で指定を受けた特定労務管理対象機関である、B水準・連携B水準・C1水準・C2水準の医療機関は、令和9年3月31日にその有効期限が到来します。

指定更新には、日本医師会が指定法人である医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」）の評価を受審する必要がある、今般、評価センターより、令和7年度からの評価申請の受付に関する実施要領を定め、過去に評価センターへ受審申し込みをした医療機関に対して周知した旨連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解の程よろしく願います。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

日医発第2170号(健Ⅲ)
令和7年3月27日

都道府県医師会
医師の働き方改革担当理事 殿

日本医師会
常任理事 城守国斗
(公印省略)

特定労務管理対象機関の評価申請の受付について（情報提供）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、本会医師の働き方改革関連事業に関し種々ご理解を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、医師の働き方改革において、都道府県から令和6年4月1日付で指定を受けた特定労務管理対象機関である、B水準・連携B水準・C1水準・C2水準の医療機関は、令和9年3月31日にその有効期限が到来します。

指定更新には、本会が指定法人である医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」）の評価を受審する必要があります。

評価センターでは令和7年度からの評価申請の受付に関する実施要領を定め、過去に評価センターへ受審申し込みをした医療機関に対してお知らせしました。

つきましては添付のとおりお送りしますので、貴会にてご了知の程よろしくお願い致します。

なお、本件に関しては、厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室を通じて都道府県担当部局および医療機関勤務環境改善支援センターに周知しておりますことを申し添えます。

事 務 連 絡
令和7年3月27日

各特定労務管理対象機関管理者 様

医療機関勤務環境評価センター代表

特定労務管理対象機関の評価申請の受付について

平素より評価センターの運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、医療機関勤務環境評価センター(以下「評価センター」)では、令和7年度以降の評価申請の受付について、別紙のとおり実施することとしました。

特定労務管理対象機関の指定(以下、単に「指定」)更新を予定する医療機関におかれましては、令和7年度の医師労働時間短縮計画の作成に併せ、指定更新に向けた院内での検討と早期の評価受審に向けた準備をお願いいたします。

なお、評価申請の受付は評価センターのホームページから行うこととなりますが、受付に関する具体的な留意事項については、令和7年 4 月末頃を目途にお知らせいたします。

手続に関して不明な点等がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

【問合せ先】

日本医師会 医療機関勤務環境評価センター事務局
TEL:03-3942-6150 (平日 10:00~17:00)
Mail:isi-hata@po.med.or.jp

令和7年度以降の評価申請の受付について

1. 評価申請の受付

評価申請に係る受付は、評価センターのホームページ
(<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>)
から下記の方法で行うこととします。

- (1) 評価申請の受付は、新規に指定を申請する医療機関(以下「新規医療機関」、令和9年3月31日までが従前の指定の有効期限となっているために当該指定を更新する特定労務管理対象機関(以下「令和5年度評価受審医療機関」)、令和9年4月1日以降が従前の指定の有効期限となっているために当該指定を更新する特定労務管理対象機関(以下「令和6年度以降評価受審医療機関」)を区分して行います。
- (2) 新規医療機関は、随時評価申請を受け付けます。
- (3) 令和5年度評価受審医療機関は、下記2. から8. に定める事項に基づき、先着順に評価実施月の予約を受け付けます。
- (4) 令和6年度以降評価受審医療機関は、令和8年10月以降から随時評価申請を受け付けます。

2. 評価申請に係る予約の受付期間

3. に記載した評価実施の予約期間における枠の予約受付期間は、原則として令和7年8月1日から同年9月30日までとします。枠の詳細は4. に記載の通りです。

3. 評価実施の予約期間

評価実施の予約期間は、原則として令和7年10月から令和8年9月までとします。

4. 予約枠の設定

評価センターのホームページ上で設ける評価申請に係る予約枠(以下「予約枠」)は、令和7年10月から令和8年3月までの間は月当たり40枠、令和8年4月から同年9月までの間は月当たり50枠とします。

5. 評価実施月の変更

医療機関が評価実施月を変更する場合は、2. に記載した評価申請に係る予約の受付期間内に評価センターのホームページから再度空いている予約枠に申請の申し込みを行うことで評価実施月が変更されます。同時に既存の評価実施月は自動的に消去されることから、医療機関にメールでその旨を通知

させていただきます。

6. 予約状況の表示

月ごとの予約状況については、空き状況に応じて評価センターのホームページで以下の表示を行います。なお、各表示の説明は以下の通りです。

- (1) 予約枠の空きが10以上ある場合は、「○」
- (2) 予約枠の空きが9以下となった場合は、「△」
- (3) 予約枠がすべて埋まった場合は、「×」

なお、予約枠の空きが少ない場合に、医療機関の申し込み状況によっては表示内容にかかわらず予約ができない場合がありますので、ご理解ください。

7. 注意事項

複数の月を重複しての申し込みはできません。

8. 次回の更新手続き時の予約枠の配慮

令和7年10月から令和8年9月で設定した予約枠のうち、早期の予約枠（令和7年10月から同年12月）で評価を受審した令和5年度評価受審医療機関については、令和12年度の指定更新に係る評価受審の申請時に予約枠の確保等必要な配慮をさせていただく予定です。

9. 運用開始

上記の取扱は、令和7年4月1日から適用します。

10. 問い合わせ先

手続きに関して不明な点や相談等がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

【問合せ先】

日本医師会 医療機関勤務環境評価センター事務局
TEL: 03-3942-6150（平日 10:00～17:00）
Mail: isi-hata@po.med.or.jp

評価申請スケジュール

2025年度(令和7年度)												2026年度(令和8年度)											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				予約の 受付期間	【令和5年度評価受審医療機関】 ※指定の有効期間が、令和9年3月末までの医療機関が対象 予約による評価の実施												〔 令和6年度以降 評価受審医療機関 〕 ※指定の有効期間が、令和9年 4月以降の医療機関が対象 予約なしで評価を実施						
					予約枠:月40枠						予約枠:月50枠												
【新規医療機関】新規申請の場合は、予約なしで受付が可能																							